

[事案 2022-281] 新契約取消請求

・令和5年8月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月に契約した2件の変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人からは、保険商品ではなく株商品との説明を受けた。
- (2)過去10年にわたり10%以上の利回りであり、直近では15%の利回りで配当されている商品との説明を受けた。
- (3)年2回、利益が出た金利分を手数料無料で引出し可能と説明を受けたため、「試しに1月から100万円契約し、1か月後に利益分を引き出すので、本当であればそのまま契約を継続するが、嘘だったら解約するがどうなるのか」と質問したところ、募集人は、100万円がそのまま返金されると説明した。

<保険会社の主張>

募集人の募集行為に不適切な点は認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込の際の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。